

## これまでの議論（第1回～第3回）における主な発言要旨

### 1. 総論

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
1. 総論	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代の子ども達の健全育成概念を福祉、ウエルビーイングの視点から再検討すべき。</li> <li>・ 子どもの育ちについて、子どもの権利条約の精神に則ってやっていくべき。<u>子どもの主体性の視点、生きる力を育てるという視点が重要。</u></li> <li>・ <u>放課後の位置付けについて、遊びを通じて自立を育む観点や子どもの成長発達の面から捉え直す必要がある。放課後が、おまけという認識があり、その認識を変えていく必要がある。</u></li> <li>・ 地域共生社会を構成する一員として子ども達、その子ども達の育ちはやはり共生でき、人と人がつながり合える子ども達を育てていくことが重要。</li> <li>・ 今の制度や放課後児童支援員の養成研修が結果的にどのように子どもの最善の利益につながるのかを議論する必要がある。</li> <li>・ 限られた予算・人材の中で、どこを優先的にやっていくか議論していくべき。</li> <li>・ <u>要支援家庭の親が昼間いないにも関わらず、クラブに入る手続きをしないがために行けない、あるいは、利用料が支払えなくて行けずに、放課後子供教室に通っているといった問題があるため、クラブは子どもが行きたい時に行ける場所にしていく必要がある。</u></li> <li>・ 放課後の子どもの生活の場では、子どもが自主的にいる場とそうでない場があるということに留意が必要（放課後は、子どもにとっては、いたくないという希望の方が高い状況）。<u>放課後児童クラブは、子どもにとって行くか行かないかを選べる場ではなく行かなければならない場であり、そのような行かなければならない場であるが故に子ども達への配慮が必要である。</u></li> </ul> <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢やあるいは成熟度が高まるに従い、主体的に生き、自分の意見を持てるような人間として育ていく、<u>子どもの自己決定力の育成と尊重という視点が重要。</u></li> <li>・ 主体性と自己決定力を育むことが、子どもの権利条約の精神から見た育成観となるのではないか。</li> <li>・ 一人一人の子どもの尊厳を大切にし、一人一人の子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことを目指し、一人一人の子どもの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、また、子どもたちに寄り添うことを大切にする育成支援が、福祉の視点から見た育成観である。（「指導」ではなく、横からあるいは後ろから寄り添っていく「支援」、「援助」、支え援助するというもの）</li> <li>・ 総論を考える上で一番大事な点は、①子どもの権利条約、②共生社会、③文部科学省が提唱している生きる</li> </ul>

力の3点である。

- ・ 新制度で放課後児童クラブのスタッフを「指導員」から「支援員」と名前が変わり、そのことが現場にもどこまで浸透しているか。
- ・ 放課後児童クラブは、子どもの自主性、社会性及び創造性を育むことを目的としており、寄り添い支援を考  
えていくためには、子どもの権利や子どもの意見表明権を重視しながら自主性、主体的に生きるということが  
実現するのではないか。
- ・ 放課後児童クラブだけを考えるのではなく、子どもたちを地域全体で育む仕組みづくりが非常に重要であり、  
地域学校協働活動など文部科学省との連携推進が必要。
- ・ 地域学校協働活動がボランティアベースでは持続可能性がないので、組織づくり等では文部科学省、働く場  
としての放課後支援では厚生労働省が支援することが求められる。
- ・ 地域と学校の連携という考え方とは、教室の中に閉じて担任の先生だけが行ってきた教育を、もっと地域・  
社会にあるさまざまなリソースを活用しながら、外に開かれた教育をしていくこと。
- ・ 地域との関係をどうしていくのかということと、省庁の垣根を越えた行政間の連携のあり方などは総論の中  
に加えるべき。
- ・ 保護者と指導員だけではなくて、学校と地域との連携が重要。

### 【第3回】

- ・ 「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という文言が児童福祉法に盛り込まれたことを踏まえ、子ども  
が意見を表明でき、それを大人が聞くという参加の権利まで含まれているということを明確化すべき。
- ・ 放課後の児童の居場所を検討する際に、幼稚園や保育所などの乳幼児期の施設も検討に含める必要がある。
- ・ 一定の子どもの権利を保障する社会的なセキュリティなどを考える構造を立体的な視点で検討をするべ  
き。多様な運営主体あるいは住民の自主的な活動や企業の活動、塾等も含めた全体的な中で、子どもたちの  
育ちを考える必要がある。
- ・ 子どもたちが学校ですっと過ごすということを政策的に優遇することは、子どもたちのすみ分けにつながっ  
ていくのではないかと危惧する。子どもたちの中には学校になじみにくい子どもも存在するため、子どもは  
どこで育つべきなのか、第三の居場所はどうかという議論も十分に行う必要がある。
- ・ 放課後支援に関する検討は、ある特定の条件を満たす児童のみを対象とする議論ではなく、日本のすべての  
児童生徒のための放課後支援のあり方の検討であり、現状のさらなる改善を目指すものであるべき。
- ・ 放課後支援のあり方の検討は、省庁間の各種事業の垣根を超えた連携・協働の促進や、学校・地域・家庭と  
の連携・協働を基礎としながら、地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくりを目指すものであるべき。
- ・ 放課後支援は、日本の児童生徒に広がる様々な格差（体験格差、教育格差、経済格差等）是正を目指す政策  
の一環に位置づけられるものであるべき。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 放課後支援のあり方の検討は、様々な地域の実情に即し、かつ多様性を認めるものであるとともに、現状を肯定的にとらえる議論を基礎とするのではなく、改めて現状のあり方自体の再検討から議論をすすめることを重視すべき。</li><li>・ すべての児童生徒という表現について、子どもたちを一つの塊のように考えてしまう可能性があるため、子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するという視点で議論を行うべき。</li><li>・ 放課後に子どもたちがどんなところで、どのように過ごしたいかをしっかり把握すべき。</li></ul> |
|--|---|

## 2. 量的拡充

女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ オーストラリアでは、<u>校長と学童クラブの代表が連携</u>しており、現場レベルでうまくコミュニケーションをとることで情報が共有され、より子どもにあった支援ができる。</li><li>・ スウェーデンでは、<u>学校と放課後児童クラブが融合</u>するような形で、教師や支援員が同じ子どもの発達を支援する仲間の位置づけで共通化が図られている。</li></ul> <p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「一体型」と言った場合には、<u>放課後児童クラブと放課後子供教室が有機的に連携</u>し、双方の良さが引き出されて、子どもの最善の利益につながっていく。一方、「一体化」は、双方の垣根が曖昧になって、それぞれの良さが失われていく懸念がある。</li><li>・ <u>放課後子供教室は、毎日確実に実施されていないところもあり、土曜日などは、実施は難しい。夏休み等の長期休業中についてはほとんど実施されていないようなところもあり、放課後児童クラブに登録をする要件のある子どもの家庭、保護者からすると、そのニーズに応え切れていない。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブと放課後子供教室は、同じ小学生を対象にしているが、性格が違う。</u></li><li>・ <u>放課後の子どもの過ごす場所の選択肢の一つとして、放課後児童クラブの子どもにとっても放課後子供教室はある。</u></li><li>・ <u>子どもたちにとって放課後子供教室から放課後児童クラブ、児童館という、いろいろな選択肢、オプションがあることによって、子どもたちの放課後の生活が豊かになっていく。</u></li><li>・ 理想は、一体的な運営を目指すべき。</li><li>・ <u>料金徴収について、諸外国のように所得水準に応じた仕組みがあっているのではないかと。放課後子供教室の開所日数の少なさは、今後さらに改善していくべきところ。</u></li><li>・ <u>指導者について、別々にあればいいというのではなく、理想は最終的には一体的に人材育成をしていくべき。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブと放課後子供教室の連携のあり方と類似したものとして、児童館と放課後児童クラブとの関係がある。</u></li><li>・ <u>子どもが放課後の中で生活をしていくときに、当然複数のさまざまな事業や活動を同時に利用することは十分あり得る。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確にすることと、子どもの放課後に関連する事業や活動のそれぞれの実情を把握して、そことの連携や協力、あるいは融合という部分ができるものをどうするかということについての節度を持った視点が必要。</u></li></ul>

- ・ 現場感覚からすると一体化は難しい。子どもの放課後は、①学習の場面、②体験の場面、③交流の場面、④生活の場面、の4点であり、④生活の場面が放課後児童クラブにとっては大変重要。例えば、一体化となったときに、放課後児童クラブ以外の多くの子どもたちと一緒に過ごすことになるため、④の生活の保障、生活の場としての保障が果たしてできるのだろうか疑問。
- ・ 放課後児童クラブは「ただいま」と子どもたちが帰ってくる場、放課後子供教室などには、子どもたちは出かけていく場。
- ・ 放課後児童クラブに行って、自分たちの生活がある、居場所があるということを実感できる環境をちゃんと整えていくことが必要。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室は目的と機能が違う。

### 【第3回】

- ・ 高学年の利用については法で整備されても、場所や施設の確保が追いついていない現状があり、現場としては進みきれておらず、ニーズがあっても利用できない、追いついていない実態がある。
- ・ 地方の自治体では、7割程度保育園を利用している児童がいるにも関わらず、4割程度しか放課後児童クラブを利用していないなどのデータの分析が必要になってくる。
- ・ 受け皿の確保としては、短時間勤務制度を小学校まで延長して利用できるようにすることで、放課後児童クラブを利用しなくてもよい家庭を増やすことも一つの方法と考える。
- ・ 放課後子供教室についても、実施上の効果があるのかという検証がされていないので行う必要がある。
- ・ 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を進めることを実際上は阻害する課題も存在している。福祉分野と教育分野との連携の不十分さなどが挙げられる。
- ・ 学校との連携のあり方については、もう少し詳細なデータ資料を用いて議論した方がよい。

### 3. 類型

放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ フィンランドでは、図書館や公園に居場所を作っている。</li><li>・ 放課後児童クラブは、子どもが行きたいという気持ちになってもらえるような場にしていく必要がある。家庭的な雰囲気にするには、居心地の良さにつながると思う。<u>放課後固有の子ども達の生活のあり方をどう実現していくか</u>ということが<u>支援員の専門性</u>と考へ、その専門性のあり方については広い観点で考えていく必要がある。</li><li>・ <u>居場所のアメニティ（人や設備等）</u>について議論していく必要がある。</li> <li>・ 子どもの活動場所は、学校だけでなく、地域の中の色々な所にあってよく、<u>家庭的学童</u>という仕組みも検討できないか。</li><li>・ ドイツでは、異年齢（乳児期～中高生）の児童がクラブに来ていて、その交流が子どもの自己肯定感を高めることにつながっている。</li><li>・ ノルウェーでは、高学年はクラブに行かず自立して各自で遊ぶという考え方。日本も、<u>高学年までに自立ができるようにするにはどうすればよいか</u>検討が必要。</li><li>・ <u>放課後子ども総合プランのみではカバーできない。多様な過ごし方があるので、放課後子ども総合プランと居場所を両方でやっていくべき。</u></li><li>・ <u>放課後児童クラブの活動について、子ども、親、地域が連携してやっていけるような仕組みを検討する必要がある。</u></li><li>・ <u>放課後の生活を保障している施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）の全体像を見て、どこが欠けているか等を議論する必要がある。</u></li><li>・ 平成23年度に行った児童館ガイドラインの策定の際に、居場所関係の視点も取り上げている。<u>児童福祉法第6条の3の放課後児童健全育成事業の議論のみではなく児童福祉法第40条の観点も含めて議論していく</u>必要があり、<u>遊びのプログラムの専門委員会と重なる部分があるため、両方合わせて検討していく必要がある。</u></li></ul>

## 【第2回】

- ・ 需要の増加により、一体型とかそれぞれの種類の枠では収まらなくなる事態が想定される中で、今までの概念に捉われずに抜本的に考えていかなければならない。
- ・ 放課後児童クラブで過ごしている子どもたちがどういう思いで生活をし、通っているのか、丁寧に子どもの声も聞いておく必要性がある。
- ・ 図書館を含めてさまざまな教育学習施設が地域にあるので、多様な居場所をより安全で豊かな経験ができる場として開いていくことはとても重要な観点。
- ・ 既存の居場所を整理して、それが子どもの最善の利益についてどんな効果があってどのように機能しているかということの整理が必要。どのように機能しているかを踏まえた上で、新しい居場所の開発に向けた検討が必要。
- ・ 子どもの放課後の過ごし方に関する様々な情報を市町村が中心になって、子どもの過ごし方として、よりその子どもの生活や発達と関連して健全なものを市町村で情報提供していくことで、ニーズに合った活用ができるようになるのではないか。
- ・ 人口減少地域や中山間地等の場合、地域の中に1つ中心となる子どもの生活や遊びが満たされる場所があれば、しっかりした支援員なり子どもの援助ができる方がいれば、放課後児童クラブを必要としている子どもも、そうではなく、子どもも一緒にそこで過ごしてカバーできているという地域もある。
- ・ 塾や、公園、図書館、道路など、放課後だけ子どもの遊び場にするような省庁横断的な検討が必要ではないか。
- ・ 高齢者の施設と放課後児童クラブがセットになっているところや企業に学童があるところなどもある。
- ・ 自治体の中でも学校によって放課後に校庭で遊べる学校とそうではない学校がある。
- ・ 小規模な放課後児童クラブに関連して、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが小学生を預かり、親にかわっておやつや食事を与えたり挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取り組みとして、生活塾が他の子どもの預かりに関する事業との関連を含めて総合的に検討された経緯があるので、こうしたものも参考にしながら検討してはどうか。
- ・ なぜ高学年の児童は来ないのかということをもっと真剣に受けとめて考えるべき。
- ・ 高学年以上になると授業が遅くまである、習い事が増えてくる、子ども自身の交流範囲も広がるなど、複合的な理由で、高学年の子どもは、低学年の子どもに比べ需要が少ない。

### 【第3回】

- ・ 「家庭的学童」というのは保育（支援）者の家庭で数人の子どもが過ごすようなイメージであり、より小規模な放課後児童クラブという形態を考えている。
- ・ 以前開催された生活塾の検討会の中で、家庭の中で小学校期の複数の子どもを放課後預かることについてのセキュリティや子どもの行動範囲などに関する留意事項やリスクなどをまとめた経緯があり、現行の運営指針の内容と質との関係で検討すべき事項があるので、参考にしていきたい。
- ・ 放課後児童クラブを高齢者施設の建物の一角で実施している所があるが、高齢者とのふれあい交流が可能で、いろいろな取り組みを高齢者の方と一緒に行うことで、子どもたちにとって貴重な体験、交流につながっている事例がある。
- ・ 中山間地域で小学校を巡回してマイクロバスで迎えにいき、9校の小学区の子どもたちが、中心地にある児童館の中で実施している放課後児童クラブと放課後子供教室を利用している例があり、高齢者だけの地域に子ども達と一緒に出向き、地域住民との交流を行い、地域の活性化につなげているなど、地域の実情に合わせて工夫している例などは汎用性がある。
- ・ 海外では子どもたちが外に出る活動が多く、日本でもそれを促すためにも、小規模での放課後児童クラブを検討してはどうか。
- ・ 公園や道路などを子どもの居場所として考える際に、学校、放課後児童クラブなどの子どもに関わる関係者がしっかり見ていくことが基本となるが、同時に、地域全体で子どもの安全を見守るような環境を作っていくことも必要。
- ・ 放課後の居場所として児童遊園も明確にしてほしい。
- ・ 放課後支援は、すべての児童生徒にとっての居心地の良い空間や安心・安全な居場所を確保するという側面と、多様な体験・交流・学習の機会を提供するという2つの側面を有するものである。
- ・ 多様なニーズに合った放課後の実践に対して補助をしている自治体（富山県）の例なども参考に、利用ニーズの多様化に沿ったきめ細やかな検討を行う必要がある。

#### 4. 質の確保

子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。2の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>支援員は、子どもにとって評価をする学校の先生や親でもなく、友達のような横の関係でもない、斜めの関係で、そのような大人が子どもの育ちを育んでいくことが非常に重要。</u></li> <li>・ <u>放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所である必要がある。</u></li> <li>・ <u>海外では、放課後は子どもが自主的に行って過ごす場所となっている。</u></li> <li>・ <u>子ども達が、体験で得た知識を知恵に変えていく必要がある、それができる場が放課後である。</u></li> <li>・ <u>子どもは、自分が考えた遊びが一番楽しい。</u></li> </ul> <p>子どもが増加していく中で、スペースの不足や、支援員の確保が必要となった場合に、どのように対応すればよいかといった疑問が、基準や運営指針が出たことで、それらが明らかとなったが、その時々に対応した基準や運営指針が必要。その上で、しっかり守るべきものは守るという視点で議論をしていくべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童クラブは、学校の延長ではない場である。</u></li> <li>・ イギリスでは、<u>放課後児童クラブを認定する仕組み</u>を作っている。また、親の働く時間を調整できるようにしている。</li> <li>・ 支援員の言動は、子どもや親に大きな影響を与える。資格や基準ができたことで、子どもの支援にしっかりとつながっていると実感している。</li> <li>・ <u>何を持って、子どもの最善の利益を守っていくかは支援員にかかっており、「従うべき基準」により資格を保障して子どもの権利を守っていく必要がある。</u></li> <li>・ 「<u>参酌すべき基準</u>」も本来であれば子ども達の生活を守っていくために「<u>従うべき基準</u>」につなげていき、全国的な放課後児童クラブでの基準として位置づけることが必要。</li> <li>・ <u>質の確保については、①人的面②物的面③ソフト面（プログラム面）から検討が必要。①人的面は、支援者の構造的な配置（重層的な配置）を検討する必要がある。支援者、ボランティア、コーディネーターといった専門的な人間とそうでない人間の連携が重要。②物的面は、（放課後児童クラブをやる場所として）学校をベースとして児童館や公園等の多様性を取り入れていくべき。③ソフト面は、体験や異年齢の交流や学習を組み合わせたプログラムを考えていくことが重要。これら全体の質を保証する<u>評価の仕組み</u>（自己評価、子どもの目線から見た評価など）の検討が必要。</u></li> </ul>

- ・ 複数の職員がいて、子どもを守っていく必要がある。部屋で遊ぶ時間、外で遊ぶ時間と子どもによって異なり、両方を保障していくためには支援員の複数配置が必要。
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、子どもの最善の利益を守るという視点からできている。その中でも、「従うべき基準」は地域の実情を考慮するというものではなく、子どもの最善の利益を守るという視点から最低限守らなければならないものとして位置付けられたものであり、子どもを守る根幹である。
- ・ 放課後児童支援員を巡回して支援（指導）するスーパーバイザー的な者が必要。（被災地のクラブを支援した際に、このような視点が重要と気づいた）
- ・ 放課後児童支援員の養成も含め、大学を卒業した後に新しい人材を確保していくのか議論が必要。4年生大学を卒業して基礎資格は持っていたとしても、認定資格研修を受けるまでは補助員の位置づけでしか就職できないということもあり、この点を議論すべき。
- ・ 認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中には、認定資格研修と重複しているところがあり、認定資格研修の科目免除について検討していく必要がある。また、児童厚生員の養成校で行われている科目についても科目免除ができないか議論が必要。
- ・ 放課後児童クラブを支える人材が重要。（支援員の賃金が安い）
- ・ 各種研修に行く際には、その期間の賃金補償が必要。
- ・ 放課後児童支援員には、子どもの権利擁護を保障するために専門性が求められることを再認識する必要がある。子どもが自立していくための空間が放課後であり専門性の高い人材が必要（子どものSOSに気づける人）。
- ・ 資質向上研修のあり方についても、検討していく必要がある。
- ・ 認定資格研修受講後、一定期間が過ぎたら資格更新講習のようなものを受講する仕組みも必要ではないか。
- ・ 外国籍の子どもへの配慮を研修に盛り込むべき。
- ・ 研修の講師となる人材の養成が必要。
- ・ 災害時や災害後、災害から生活（家庭）を立て直すために子どもを預ける場所が必要。
- ・ アレルギーの子どもなど、特別なニーズのある子どもへの配慮についても検討していく必要がある。

#### 【第2回】

- ・ 放課後の子どもの生活を保障する観点で必要とされる専門性として、①育成支援に直接携わるプレーワーク、②保護者支援、③ソーシャルワーク、の3点を整理すべき。

- ・ ネグレクトとか虐待ということに対してのカウンセラー的な機能の専門性という点も持っておくことが、ソーシャルワーカーとしての機能とともに必要。
  - ・ 多様なプログラムを提供するとすれば、それができる連絡調整能力、そういう専門性、まさにコーディネートの機能を入れておく必要がある。
  - ・ 子ども達に遊びを保障していくということは、自分達のやりたい遊びを自分達で決められる、そういう時間帯を設けることが大切。
  - ・ 子どもが放課後の生活の中で疲労の回復や気分転換のための休息、子ども同士の語らいや団らん等のくつろぐ時間について、放課後児童クラブの場合、あまり意識されなかった経緯があるのではないか。
  - ・ 子ども一人一人や子どもの権利を考えたときに、実践を伴わないと実体化していかないので、施策を考える際に実態が可視化されているのかが重要。
  - ・ 児童館でのソーシャルワーク、つまり、社会資源との連携の中で健全育成上必要なプログラムや社会的な課題に対応するプログラムを行っている事例が多くある。
  - ・ 活動的である児童館についてはソーシャルワークの視点がある児童館ということが1点明らかなので、ソーシャルワークの視点を取り入れることで放課後児童クラブの活性化につながる可能性がある。
  - ・ プレイワークの専門性、保護者支援、ソーシャルワークの3つの視点を支えるのは養護であり、遊びや放課後の生活の基盤を支えているものは、保護者や家庭における養護の視点が非常に重要である。
  - ・ プレイワークの専門性に関して、豊かな知見があるのが児童館であり、かなり連携できる部分があるのではないか。
- ・ 民営化によって、自治体間でバラツキが出ているが、どのように考えたらいいか。
- ・ 職員数と子どもの活動のあり方が大きく関係してくるので、子どもたちがしっかりと放課後を生き生きと過ごせるためには、複数の職員配置が必要。
  - ・ 放課後児童支援員の資格は、放課後児童支援員に与えられた形をとっているが、放課後児童支援員のためのものでなくて、子どもを守るために必要な大人の責務としてその資格を与えている。
  - ・ 第三者評価の仕組み（海外の例で、学校の評価の中にそういうものを含めて評価するやり方などを参考として）を検討してはどうか。
  - ・ 評価した結果を情報公開していくことが必要。
  - ・ 高学年児童の受け入れに関して、遊びについて女子向け、男子向けと分けられているなど、その辺りの配慮が必要。

- ・ 認定資格研修の中で、とりわけ放課後児童クラブにおける子どもの育成支援の科目が設定され、放課後児童支援員として、今、何が求められているのかが明らかになった。
- ・ 支援員を支援する支援者支援の視点、仕組みが質の底上げにもつながっていく。
- ・
- ・ 放課後児童支援員の人材の確保と定着が現場では非常に大きな課題。
- ・ 保育士養成課程の検討の中で、危機管理と安全管理という項目が子どもの保健という科目に盛り込まれる予定であり、認定資格研修などとの連動性が求められるのではないか。
- ・ 子ども自身に責任を持たせて、危機管理をさせるというところまでやって、できるだけ子ども自身の活動に制限が入らないような形で行う必要があるのではないか。
- ・ 安全管理について、遊ばせたいのだけれどもどうしても規制せざるを得ない場面があり、どこまでを規制していいか、どこまでを子どもたちの自主性で積極的に関わらせていいか日々悩んでいる。

### 【第3回】

- ・ ②の「子ども自身に危機管理をさせ」ということではなく、「子どもの安全に関する注意力や危険を回避する力を信頼する」というように表現を工夫すべき。
- ・ 「子どもの『遊ぶ』を支える大人の役割 プレイワーク研修テキスト」というものを参考にするのもいいのではないか。
- ・ ④に関連してソーシャルワークや保護者支援、プレイワークの専門性などについてしっかり学ぶようなヒアリングの機会を専門委員会で設けることを検討してはどうか。
- ・ 放課後児童クラブは地域や社会と接点を持つことが苦手な側面があると考えており、地域との関係性を意識し、地域の社会資源とお互いに協力し合って活動を進めていくという観点が必要。
- ・ プレイワークに関しては、領域にも、教科にもよらないような能力がとても必要であり、特に小学校の低学年における遊びの状況は保育士の養成課程や、小学校の教職の中ではなかなか扱われないため、どう対応していくかが課題である。
- ・ 学校でも幼稚園、保育所でも、遊びを大人から子どもに与えるという視点が強くなりがちだが、子どもたちが遊びを作っていくことを側面的に応援していくという視点も大事。
- ・ プレイワークの専門性について検討する際、児童厚生施設運営要領（1950年厚生労働省発）が参考になる。
- ・ 自己評価をする際に、利用している子どもたちがどういった評価をしているかという評価項目も入れるべき。
- ・ 設備運営基準等に虐待等の禁止が規定されているが、どの程度守られているか、どういう規定が作られているかの全国調査などが必要ではないか。
- ・ 放課後児童支援員に不祥事があって認定取り消しがあった場合に、他県にはその情報が提供されているのか。

- ・ 放課後児童クラブの支援員の子どもは放課後児童クラブを優先的に利用できるような仕組みを導入すべき。
- ・ 中山間地域などでも、子どもの生活は、一定の全国的な水準を保って取り組むことが必要であるため、基準と施策の問題はリンクしているが、混同するべきではない。
- ・ 放課後児童クラブでの支援について、学校を退職された方の中には、安全確保をするためにただ見ていればいいなどという考え方を持つ人もおり、ただ人数を確保すればよいというのはいかがなものか。
- ・ 学校敷地内で運営している放課後児童クラブでは、安全管理の観点から、校庭から出られない放課後児童クラブもある。
- ・ 放課後児童支援員の業務形態、処遇面、給与についての統計的な資料を参考としたい。常勤、非常勤、嘱託の比率、給与のベース、一般的な給与所得や福祉関係の職業の給与所得との比率などの資料があれば参考としたい。
- ・ 処遇改善についての資料を参考としたい。

## 5. その他

これまでの議論を踏まえた論点	各委員からの主な発言要旨
	<p>【第1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童館ガイドライン検討委員会報告書（平成23年3月）に挙げられている検討課題の27項目について、ソーシャルワークの提言がされているが、<u>ソーシャルワークの視点</u>を入れていく必要がある。（<u>貧困状況、障害を持つ子どもたち、虐待を受けている子どもたち、ネグレクト傾向にある子どもたち</u>）</li> <li>・ <u>各施策の条文見直し</u>（例えば、児童福祉法第40条）も必要。</li> <li>・ <u>親の労働時間についても、検討が必要</u>（イギリスのように、働く時間を選択できるようにしていくなど）</li> </ul>
	<p>【第2回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>認可外の問題と利用料のこともぜひ論点に加えていく必要がある。</u></li> </ul>
	<p>【第3回】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放課後児童クラブを必要としている子どもが利用できる状況をどう作っていくのかとの視点が重要であり、利用料を負担できない家庭の子どもたちに放課後子供教室の利用を進めていくことは論理が矛盾しているので、書き替える必要がある。</u></li> <li>・ 利用料の徴収について応能負担方式の自治体がどれくらいあるのかという資料があれば参考としたい。</li> <li>・ 保護者負担が困難な場合の対応については、少しきめ細かい対応（減免措置等）が必要ではないか。</li> <li>・ 個々の機能に特化した事業展開だけでなく、複合的な機能を組み合わせて取り組む必要があり、地域における児童福祉の実践の場として、児童館の役割を改めて見直し、児童館の再評価を行う必要があるのではないか。最低でも1つの市町村に1館あれば、子どもの関わりの経験を通して施策に反映させていくことができる。</li> <li>・ 遊びのプログラム等に関する専門委員会と当専門委員会で連携して議論を行う必要がある。</li> <li>・ スポーツクラブや塾などを支援していくような所や、利用者が相談できるような機関も必要ではないか。</li> </ul>